



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

*71 和歌山県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則 (水産振興課)

○ 告示

815 随意契約の相手方の決定 (情報システム課)

816 クリーニング師の研修の指定 (生活衛生課)

817 クリーニング所の業務従事者講習の指定 (")

818 平成17年度和歌山県保育士試験の実施 (子育て推進課)

819 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の廃止 (長寿社会推進課)

820 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (")

821 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (")

822 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の指定 (")

823 三津ノ土地改良区の役員の就退任 (農村計画課)

824 保安林の指定 (森林整備課)

825 海岸保全区域の指定 (漁港課)

○ 訓令

*28 和歌山県工事検査規程の一部を改正する訓令 (公共建築課)

規 則

和歌山県規則第71号

和歌山県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年5月17日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

和歌山県漁業近代化資金利子補給規則(昭和44年和歌山県規則第79号)の一部を次のように改正する。

第1条中「漁業近代化資金助成法」を「漁業近代化資金通法」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

告 示

和歌山県告示第815号

和歌山県電子計算機の賃貸借等契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成17年5月17日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
電子計算機の賃貸借及びプログラム・プロダクトの使用権の設定 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県企画部IT推進局情報システム課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成17年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電子計算機株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
151,827,732円(うち消費税及び地方消費税の額7,229,892円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第10条第1項第2号に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第816号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項の規定により、クリーニング師の研修(第一型研修等)を次のとおり指定した。

平成17年5月17日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 主催者の名称及び住所
 名称 財団法人 全国生活衛生営業指導センター
 住所 東京都港区新橋6丁目8番2号
- 2 開催年月日及び開催場所
 開催年月日 平成17年9月25日(日)
 開催場所 紀南文化会館
 (田辺市新屋敷町1番地、電話：0739-25-3033)
- 3 受講料
 クリーニング師の研修 5,000円

和歌山県告示第817号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の3の規定により、クリーニング所の業務従事者講習(第二型研修等)を次のとおり指定した。

平成17年5月17日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 主催者の名称及び住所
 名称 財団法人 全国生活衛生営業指導センター
 住所 東京都港区新橋6丁目8番2号
- 2 講習受付開始・受付締切年月日及びレポート提出締切年月日
 受付開始年月日 平成17年8月1日
 受付締切年月日 平成17年8月31日
 レポート提出締切年月日 平成17年10月31日
- 3 受講料
 クリーニング所の業務従事者講習 4,500円

和歌山県告示818号

平成17年度和歌山県保育士試験を次のとおり実施する。

4 実技試験

試験種目	内 容
音 楽	課題曲 (1)「とんぼのめがね」(額賀誠志作詞・平井康三郎作曲) (2)「イルカはザンブラコ」(東龍男作詞・若松正司作曲) 課題曲の両方をピアノ、ギター又はアコーディオンのいずれかで伴奏しながら歌詞の一番のみを歌う。伴奏は、市販の楽譜を用いるか、添付楽譜に付けられたコードネームを参考にして編曲したものを用いる。前奏又は後奏を付けること、移調して歌うこともできる。 注意1: ピアノ以外の楽器は、持参すること。 注意2: アンプの持ち込みを認めないので、アコースティック・ギターを用いること。また、カポタストの使用は可とする。 注意3: アコーディオンは、合奏用ではなく独奏用の楽器を用いること。
絵画制作	「保育所(園)での行事(遠足、誕生会、その他)の一場面を表現する。」 注意1: 当日は、鉛筆(HB~2B)、色鉛筆(12~24色)及び消しゴムを各自用意すること。(クレヨン、パス、マーカー等は不可) 注意2: 受験者間での用具の貸し借りは認めないので、注意すること。 注意3: 試験時間は、45分とし、使用する画用紙は、B4版とする。

平成17年5月17日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 試験期日
 筆記試験 平成17年8月3日(水)・4日(木)
 実技試験 平成17年10月15日(土)(紀北会場のみ)
- 2 試験場所
 紀北会場 和歌山信愛女子短期大学
 和歌山市相坂702-2
 紀南会場 和歌山県西牟婁総合庁舎(筆記試験のみ)
 田辺市朝日ヶ丘23-1
- 3 試験科目並びに試験時間

試験区分	試験月日	試験科目	試験時間	試験会場
筆記試験	8月3日	社会福祉	9:30~10:30	紀北・紀南会場
		児童福祉	11:00~12:00	
		発達心理学	13:00~13:30	
		精神保健	14:00~14:30	
		小児保健	15:00~16:00	
筆記試験	8月4日	小児栄養	9:30~10:30	紀北・紀南会場
		保育原理	11:00~12:00	
		教育原理	13:00~13:30	
		養護原理	14:00~14:30	
		保育実習理論	15:00~16:00	
実技試験	10月15日	絵画制作・音楽・言語の3分野から2分野を選択		紀北会場のみ

- (注) 1 実技試験は、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第6条の10に基づき、筆記試験のすべてに合格した者を対象に実施する。
 2 実技試験の会場は、紀北会場のみとする(筆記試験を紀南会場で受験した者も紀北会場で受験する。)

言 語	<p>各自があらかじめ用意した童話等を3分間で口演する。自分の前にいる20人程度の3歳、4歳又は5歳の幼児に集中して話を聞かせる時間という想定のもとに話す。題材は、自作又は他作を問わず、童話、神話、民話、伝説、昔話等自由とする。</p> <p>注意1：話を聞いている幼児の対象年齢については、当日、実技試験採点委員が指示するので、各年齢層に対応した題材・話を準備しておくこと。</p> <p>注意2：題名は、自作又は他作を問わず、開始合図の最初に実技試験採点委員に伝えること。台本や道具(人形・絵本)等の使用は、一切禁止するものとし、使用した場合は、失格になるので注意すること。</p> <p>注意3：開始合図から3分間は退出できない。口演時間は、タイムキーパーが計るものとし、話が途中で終了しても採点には影響しない。</p>
-----	---

5 受験資格

試験を受けようとする者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学に2年以上在学して62単位以上修得した者(短期大学を卒業した者を含む。)又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準じる者として厚生労働大臣の定める者

(2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第56条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、児童福祉施設において、2年以上児童の保護に従事した者

(3) 児童福祉施設において、5年以上児童の保護に従事した者

(4) 前各号に掲げる者のほか、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事において適当な資格を有すると認められた者

(5) 平成3年3月31日において、以下の各号のいずれかに該当する者

ア 学校教育法による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者

イ 満18歳に達した後、児童福祉施設において、3年以上児童の保護に従事した者

ウ ア又はイに掲げる者のほか、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事において適当な資格を有すると認定した者

(6) 平成8年3月31日までに学校教育法による高等学校の保育科を卒業した者

6 試験科目の一部免除を受けようとする者

次の各号のいずれかに該当する者は、その願いにより該当科目を免除する。

(1) 前年又は前々年に、保育士試験の一部科目に合格している者

(2) 厚生労働大臣が指定する学校その他の施設において、その指定する科目を専修した者

(3) 幼稚園教諭免許(臨時免許を除く。)を所有している者

7 受験申請に必要な書類

(1) 受験願書

(2) 受験手数料12,700円(和歌山県収入証紙)

(3) 受験資格を有することを証明する書類(一部科目免除者は、不要)

(4) 一部科目免除を証明する書類(一部科目免除者に限る。)

8 願書受付期間及び受付場所

(1) 郵送の場合

平成17年5月16日(月)から平成17年5月27日(金)までの12日間(平成17年5月27日付け消印のものは有効とする。)

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県福祉保健部社会福祉局子育て推進課

TEL073-432-4111 内線2492

(2) 持参の場合

平成17年5月27日(金)のみ1日(午前10時から午後5時までとする。)

和歌山県民文化会館4階402号室

和歌山市小松原通一丁目1番地 TEL073-436-1331

9 受験票の交付

受験票は、受験申込書を提出した者について資格を審査し、受験資格を有すると認められた者に交付する(試験日の10日前までに届かない場合は問い合わせること)。受験票は、受験の際、必ず持参すること。

10 合格通知及び合格発表

合格者に、平成17年11月18日(金)までに保育士試験合格通知書を通知するとともに、県庁本館掲示板に合格者の受験番号を掲示する。

和歌山県告示第819号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条及び同法第82条の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定居宅介

護支援事業者の廃止について次のとおり届出があったので、
同法第78条第2号及び第85条第2号の規定に基づき公示する。

平成17年5月17日

和歌山県知事 木村 良 樹

指定事業者 番号	氏名 (法人の場合 にあっては、 申請者の名称)	住所 (法人の場合に あっては、 主たる事務所 の所在地)	法人の場合 にあっては、 代表 者の 氏名	事業所 の 名 称	事業所 の 所 在 地	サービ スの 種 類	廃止 年月日
3060190141	医療法人英邦会	和歌山市田中町3-1	石本英夫	訪問看護ステーションいしもと	和歌山市田中町3-1	訪問看護	平成 16.10.1
3072300019	社会福祉法人黒潮園	新宮市三輪崎2471-1	岡田旌	黒潮園	新宮市三輪崎2471-1	居宅介護支援	平成 17.2.28
3070103647	有限会社ケアメイツ	和歌山市和歌浦東3-1-22	上村一勝	居宅介護支援事業所ケアメイツ	和歌山市和歌浦東3-1-22	居宅介護支援	平成 17.3.12
3070103456	有限会社Getwell	和歌山市有家346-1	林元光広	居宅介護支援事業所ミスモ	和歌山市三葛646-6	居宅介護支援	平成 17.3.31
3061290130	医療法人殿田会	那賀郡岩出町清水311-1	殿田重彦	訪問看護ステーションやすらぎ苑	那賀郡岩出町清水311-1	訪問看護	平成 17.3.31
3071200087	医療法人富田会	那賀郡岩出町紀泉台2	富田建夫	岩出北在宅介護支援センター(とみた)	那賀郡岩出町紀泉台2	居宅介護支援	平成 17.3.31
3071200186	医療法人富田会	那賀郡岩出町紀泉台2	富田建夫	ホームヘルプステーションとみた	那賀郡岩出町紀泉台2	訪問介護	平成 17.3.31
3061290007	医療法人富田会	那賀郡岩出町紀泉台2	富田建夫	訪問看護ステーションとみた	那賀郡岩出町紀泉台2	訪問看護	平成 17.3.31
3070102169	松下ライフエレクトロニクス株式会社	大阪市北区末広町2-40	國永正之	松下LEC・ヘルスケア事業部	和歌山市中島499-1	福祉用具貸与	平成 17.3.31
3071600153	社会福祉法人広川町社会福祉協議会	有田郡広川町広1500	石原久男	広川町ホームヘルプサービス	有田郡広川町広1500	訪問介護	平成 17.3.31
3071400026	社会福祉法人海南市社会福祉協議会	海南市日方1519-10	神出政巳	社会福祉法人海南市社会福祉協議会居宅介護支援事業所	海南市日方1519-10 海南市保健福祉センター1階	居宅介護支援	平成 17.3.31
3071400117	社会福祉法人海南市社会福祉協議会	海南市日方1519-10	神出政巳	社会福祉法人海南市社会福祉協議会訪問介護事業所	海南市日方1519-10 海南市保健福祉センター1階	訪問介護	平成 17.3.31
3071400109	海南市	海南市日方1525-6	神出政巳	海南市居宅介護支援事業所	海南市木津233-40	居宅介護支援	平成 17.3.31
3061490029	海南市	海南市日方1525-6	神出政巳	海南市訪問看護ステーション	海南市日方1273-22	居宅介護支援	平成 17.3.31
3061490029	海南市	海南市日方1525-6	神出政巳	海南市訪問看護ステーション	海南市日方1273-22	訪問看護	平成 17.3.31
3071400091	海南市	海南市日方1525-6	神出政巳	海南市通所介護事業所	海南市木津233-40	通所介護	平成 17.3.31
3071100162	社会福祉法人下津町社会福祉協議会	海草郡下津町上14-6	中田禎男	社会福祉法人下津町社会福祉協議会	海草郡下津町上14-6	居宅介護支援	平成 17.3.31

3071100162	社会福祉法人下津町社会福祉協議会	海草郡下津町上14-6	中田禎男	社会福祉法人下津町社会福祉協議会	海草郡下津町上14-6	訪問介護	平成17.3.31
3072200185	田辺市	田辺市新屋敷町1	脇中孝	田辺市高齢者複合福祉施設たきの里	田辺市たきない町22-1	通所介護	平成17.3.31
3072400439	社会福祉法人串本町社会福祉協議会	西牟婁郡串本町串本2367	岩田孝	串本町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	西牟婁郡串本町串本2367	居宅介護支援	平成17.3.31
3072400017	社会福祉法人串本町社会福祉協議会	西牟婁郡串本町串本2367	岩田孝	串本町社会福祉協議会	西牟婁郡串本町串本2367	訪問介護	平成17.3.31
3072400017	社会福祉法人串本町社会福祉協議会	西牟婁郡串本町串本2367	岩田孝	串本町社会福祉協議会	西牟婁郡串本町串本2367	通所介護	平成17.3.31
3072500022	社会福祉法人古座町社会福祉協議会	東牟婁郡古座町上野山291-4	柳川正男	古座町社会福祉協議会	東牟婁郡古座町上野山291-4	居宅介護支援	平成17.3.31
3072500022	社会福祉法人古座町社会福祉協議会	東牟婁郡古座町上野山291-4	柳川正男	古座町社会福祉協議会	東牟婁郡古座町上野山291-4	訪問介護	平成17.3.31
3072500394	古座町	東牟婁郡古座町西向359	加藤国司	古座町デイサービスセンター	東牟婁郡古座町上野山291-4	通所介護	平成17.3.31
3072500261	国保古座川病院組合	東牟婁郡古座町古座1035	奥根公平	古座町在宅介護支援センター	東牟婁郡古座町古座1035	居宅介護支援	平成17.3.31
3062590025	国保古座川病院組合	東牟婁郡古座町古座1035	奥根公平	古座川病院訪問看護ステーション	東牟婁郡古座町古座1035	訪問看護	平成17.3.31
3072500238	社会福祉法人本宮町社会福祉協議会	東牟婁郡本宮町本宮921-2	泉正徳	社会福祉法人本宮町社会福祉協議会	東牟婁郡本宮町本宮921-2	居宅介護支援	平成17.3.31
3072500238	社会福祉法人本宮町社会福祉協議会	東牟婁郡本宮町本宮921-2	泉正徳	社会福祉法人本宮町社会福祉協議会	東牟婁郡本宮町本宮921-2	訪問介護	平成17.3.31
3071600575	有限会社ユーロコーポレーション	有田郡吉備町土生529-17	堺照治	ホームヘルパーステーションさかい	有田郡湯浅町湯浅2077-2赤のれんアパート	居宅介護支援	平成17.4.12

和歌山県告示第820号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同

法第78条第1号の規定に基づき公示する。

平成17年5月17日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	氏名 (法人の場合 にあっては、 申請者の名称)	住所 (法人の場合に あっては、 主たる事務所 の所在地)	法人の場合 にあっては、 代表者の 氏名	事業所の 名称	事業所の 所在地	サービスの 種類	指定 年月日
3071400083	海南市	海南市日方1525-6	藤本洋	海南市短期入所生活介護事業所(海南市立南風園)	海南市木津233-40	短期入所生活介護	平成17.4.1
3071400091	海南市	海南市日方1525-6	藤本洋	海南市通所介護事業所(海南市立南風園)	海南市木津233-40	通所介護	平成17.4.1

和歌山県告示第821号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定に

より指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成17年5月17日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
3061490029	海南市	海南市日方1525-6	藤本洋	海南市居宅介護支援事業所(海南市立南風園)	海南市木津233-40	居宅介護支援	平成17.4.1

和歌山県告示第822号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第46条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1

号及び第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成17年5月17日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
3061490029	海南市	海南市日方1525-6	藤本洋	海南市訪問看護ステーション	海南市日方1273-22	訪問看護・居宅介護支援	平成17.4.1

和歌山県告示第823号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、三津ノ土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成17年5月17日

和歌山県知事 木村良樹

1 就任した役員

職名 氏名 住所
 監事 真砂太 東牟婁郡熊野川町日足766番地

2 退任した役員

職名 氏名 住所
 監事 御本徳夫 東牟婁郡熊野川町日足537番地

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに清水町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第825号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成17年5月17日

和歌山県知事 木村良樹

1 海岸の名称

和歌山県紀州灘沿岸大目津漁港海岸

2 指定場所

和歌山県日高郡みなべ町山内地内

3 基点及び補助点の表示

- 基点1 和歌山県日高郡みなべ町山内地内
 北緯33度46分19秒2141東経135度17分41秒9918の点
- 補助点
- K. 2 基点1からN288度16分56秒E線上23.0mの地点
- K. 3 K. 2点からN326度32分47秒E線上16.0mの地点
- K. 4 K. 3点からN257度16分6秒E線上227.0mの地点
- K. 5 K. 4点からN159度18分12秒E線上280.0mの地点
- K. 6 K. 5点からN68度29分53秒E線上202.0mの地点
- K. 7 K. 6点からN51度3分48秒E線上9.6mの地点

和歌山県告示第824号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成17年5月17日

和歌山県知事 木村良樹

1 保安林の所在場所 有田郡清水町大字清水字奥休場1565から1568まで、字桑木畑1569から1572まで、1574の1、1574の2

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施設要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字奥休場1565・1568(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- K. 8 K. 7点からN342度14分31秒E線上8.7mの地点
- K. 9 K. 8点からN9度12分51秒E線上23.9mの地点
- K. 10 K. 9点からN8度58分23秒E線上26.5mの地点
- K. 11 K. 10点からN16度4分43秒E線上33.2mの地点
- K. 12 K. 11点から38度21分4秒E線上15.0mの地点
- K. 13 K. 12点から18度38分31秒E線上14.0mの地点
- K. 14 K. 13点から309度49分7秒E線上14.0mの地点
- K. 15 K. 14点から290度10分32秒E線上19.0mの地点
- K. 16 K. 15点から335度42分28秒E線上86.8mの地点

4 指定区域

基点1、補助点K. 2、K. 3、K. 4、K. 5、K. 6、K. 7、K. 8、K. 9、K. 10、K. 11、K. 12、K. 13、K. 14、K. 15、K. 16の各点を順次結んだ線により囲まれた区域

管繕工事	公共建築課が施行する工事又は管財課が施行する契約金額2000万円以上の工事	公共建築課企画保全室長	
	管財課が施行する契約金額2000万円未満の工事	管財課長	

別表設備工事の項、工業用水施設等に関する工事の項及び上記に掲げるもの以外の工事の項中「公共建築課長」を「公共建築課企画保全室長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

訓 令

和歌山県訓令第28号

庁中一般
各地方機関

和歌山県工事検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年5月17日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県工事検査規程の一部を改正する訓令
和歌山県工事検査規程(平成14年和歌山県訓令第21号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「公共建築課長」を「公共建築課企画保全室長」に改める。

別表建築工事の項中「公共建築課長」を「公共建築課企画保全室長」に改め、同表管繕工事の項を次のように改める。